

勸告

勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 平成27年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 勤勉手当

(ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.0月分）とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおりに改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.45月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.45月分とすること。

2 給与制度の総合的見直しに関する給与改定の内容

(1) 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 東京都特別区 100分の20

イ 大阪府大阪市 100分の16

ウ 広島市及び安芸郡府中町 100分の7.5

エ ウの地域を除く広島県内の地域 100分の4.5

(2) 医師及び歯科医師に係る地域手当の支給割合の特例は、当分の間、100分の16とすること。

3 給与制度をめぐる諸課題の内容

寒冷地手当を廃止すること。

4 本県独自の給与制度の見直しの内容

(1) 給料表

1の(1)のアによる改定後の行政職給料表及び医療職給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別表9及び別表10のとおり改定すること。

新給料表（別表 9 及び別表10）への切替えは、別記の切替要領によること。

(2) 諸手当

新給料表のうち別表 9 における職務の級が 5 級以上の職員には扶養手当及び住居手当を支給しないこと。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成27年 4 月 1 日から実施すること。ただし、3 及び 4 については、平成28年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 地域手当の支給割合の特例措置

(ア) 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間における地域手当の支給割合については、2 の(1)のア中「100分の20」とあるのは「100分の18.79」とし、2 の(1)のイ中「100分の16」とあるのは「100分の15.79」とし、2 の(1)のウ中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.79」とし、2 の(1)のエ中「100分の4.5」とあるのは「100分の3.79」とし、2 の(2)中「100分の16」とあるのは「100分の15.5」とすること。

(イ) 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間における地域手当の支給割合については、2 の(1)のア中「100分の20」とあるのは「100分の19」とし、2 の(1)のウ中「100分の7.5」とあるのは「100分の7」とし、2 の(1)のエ中「100分の4.5」とあるのは「100分の4」とすること。

(ウ) 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間における地域手当の支給割合については、2 の(1)のア中「100分の20」とあるのは「100分の19.5」とし、2 の(1)のウ中「100分の7.5」とあるのは「100分の7.2」とし、2 の(1)のエ中「100分の4.5」とあるのは「100分の4.2」とすること。

イ 寒冷地手当の廃止に伴う経過措置

- (ア) 3による改正の日の前日に改正前の給与条例（以下「改正前条例」という。）の規定により寒冷地手当の支給を受けている職員で、改正日以後も改正前条例の規定を適用した場合に寒冷地手当の支給を受けることとなる職員には、平成33年3月31日までの間、改正前条例の規定により寒冷地手当を支給すること。

この場合に支給する寒冷地手当の額は、改正前条例第13条第2項に定める額から次のaからeまでの期間の区分に応じてそれぞれ定める額を減じた額（減じた額が零を下回る場合は零とする。）とすること。

- a 平成28年11月1日から平成29年3月31日まで 3,000円
- b 平成29年11月1日から平成30年3月31日まで 6,000円
- c 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで 9,000円
- d 平成31年11月1日から平成32年3月31日まで 12,000円
- e 平成32年11月1日から平成33年3月31日まで 15,000円

- (イ) 改正日以後に改正前条例第13条第2項に定める世帯等の区分に変更があった職員に係る(ア)の適用については、変更後の区分に定める手当の額が変更前の区分に定める手当の額を下回る場合には当該変更後の区分に定める額を、変更後の区分に定める手当の額が変更前の区分に定める手当の額を上回る場合には当該変更前の区分に定める額をそれぞれ基準とすること。

ウ 給料表の切替え等に伴う経過措置

- (ア) 4による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。
- (イ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(ア)の職員を除く。）について、(ア)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めると

ころにより、(ア)に準じて、給料を支給すること。

(ウ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)又は(イ)に準じて、給料を支給すること。

エ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年広島県条例第58号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第3条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年広島県条例第59号。以下「平成26年市町立学校職員改正条例」という。）附則第3条の規定による給料

ウによる差額の支給を受ける職員にあつては、平成26年改正条例附則第3条第1項又は平成26年市町立学校職員改正条例附則第3条第1項中「その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額」とあるのは「その者が平成28年3月31日に受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額」と読み替えて支給すること。

オ 扶養手当の不支給に伴う経過措置

新給料表のうち別表9における職務の級が5級以上の職員には、4による改正前の給与条例の規定を適用した場合に支給されることとなる扶養手当の額から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては5,000円を減じた額を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては10,000円を減じた額を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては15,000円を減じた額を扶養手当として支給すること。

ただし、これにより支給される手当は、期末手当及び勤勉手当の基礎とする扶養手当の月額としないこと。

カ 住居手当の不支給に伴う経過措置

新給料表のうち別表9における職務の級が5級以上の職員には、4による改正前の給与条例の規定を適用した場合に支給されることとなる住居手当の額から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にお

いては当該住居手当の額に4分の1を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては当該住居手当の額に4分の2を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては当該住居手当の額に4分の3を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を住居手当として支給すること。

(3) その他所要の措置

アからカまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。